

## 第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった開示決定について、開示請求の対象となる行政文書として「駐車場管理要領」を特定したことは、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月11日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県庁外来駐車場の運用に関する『管理の手引き』又は『管理運用規定』(文書の名称は別として、外来駐車場の管理運用に関する規定又はこれに類する文書のすべて)」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「駐車場管理要領」を本件請求の対象となる行政文書(以下「本件対象文書」という。)として特定の上、行政文書開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成15年8月22日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月24日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分について、他に本件対象文書が存在するとして、その開示の決定を求めるといふものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象は、広島県庁外来者駐車場(以下「駐車場」という。)の

運用に関する「管理の手引」又は「管理運用規程」であり、また、「文書の名称は別として、駐車場の管理運用に関する規定又はこれに類する文書」をすべて対象にするとしている。

しかしながら、実施機関が開示した文書は、駐車場管理要領のみであり、すべてを開示していない。

開示すべき行政文書は、次のとおりである。

- (1) 駐車整理票の様式を制定した文書（以下「申立文書」という。）
- (2) 駐車場を利用する者に対して駐車整理票を記載させる、又は記載させないと規定している文書（以下「申立文書」という。）
- (3) 駐車場管理要領に「駐車場等管理日誌（様式第1号、第6条関係）」と記載されているが、当該「第6条」を具体的に記述している規定の第6条以外も含むすべての文書（以下「申立文書」という。）
- (4) 文書の名称は別として、駐車場の管理運用に関する規程又はこれに類するすべての文書（以下「申立文書」という。）

駐車整理票に「運転者氏名」という個人情報に記載させるためには、申立文書及び が、当然に存在しているはずである。

また、申立文書 は、当然に本件対象文書であるにもかかわらず、実施機関は、「開示請求の趣旨は、業者と県の契約内容の把握ではないため」と一方的に断定し、本件請求の内容を全く無視している。

なお、異議申立人が、別途開示請求を行っていることをもって、結果的には当初の開示方法が適正であったとする実施機関の理由説明書については、全く納得できない。実施機関が、本件対象文書の隠匿（本件対象文書の一方的な限定を含む。）を図ることは、条例の趣旨を著しく逸脱するものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件対象文書として駐車場管理要領を特定して開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書を検索した結果、駐車場管理要領が該当し、その中には不開示情報が含まれなかったため、全部開示した。

駐車場の管理については民間委託により行っているが、駐車場の管理について定めている文書は駐車場管理要領のみであり、この文書以外に、本件請求の趣旨に合致するものは存在しない。

別の文書の開示を求めるのであれば、別途公開請求をすればよく、現に異議申立人はそうしている。

## 2 異議申立人のいう「開示すべき行政文書」について

異議申立人は、開示すべき行政文書として、申立文書 から までを挙げているが、これらについては、次のとおり、不存在又は本件対象文書に該当しないと判断したものである。

### (1) 申立文書 について

申立文書 に該当する文書は、存在しない。保存年限満了で廃棄したためか、様式の制定手続を文書で行う必要がなかったためかは不明であるが、いずれにせよ、駐車場の管理上必要であるため、様式を何らかの形で定め、これまで運用が続けられてきたものと思われる。

### (2) 申立文書 について

申立文書 に該当する文書は、存在しない。駐車場の利用者に駐車整理票を記載させることについては、駐車場の管理業務を受託している業者（以下「受託業者」という。）が交替する都度、業者間で申し送りをされており、実施機関からも口頭で受託業者に申し送りを行っている。

### (3) 申立文書 について

駐車場管理要領に「駐車場等管理日誌（様式第1号、第6条関係）」との記載があるが、この「第6条」は、実施機関と受託業者の間で締結された「広島県外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）の条文を指している。本件請求の趣旨は、受託業者と実施機関との契約内容の把握ではないため、委託契約書は、本件対象文書には該当しないと判断した。

なお、委託契約書については、本件請求の対象とはしなかったが、異議申立人が委託契約書を特定して、平成15年9月23日付けで、別途開示請求を行ったため、同年10月6日付けで開示したところである。

### (4) 申立文書 について

1で述べたとおり、本件請求の趣旨に合致する文書は、駐車場管理要領のみである。

## 第5 審査会の判断

本件異議申立ては、実施機関が駐車場管理要領のみを本件対象文書として特定したところ、「すべてを開示していないことから、速やかに開示すべきである」という、本件対象文書の特定に関するものである。

このため、以下、本件対象文書の特定が妥当であったかを検討する。

## 1 本件請求について

本件請求の開示請求書には、「広島県庁外来者駐車場の運用に関する『管理の手引き』又は『管理運用規定』（注）文書の名称は別として、外来駐車場の管理運用に関する規定又はこれに類する文書は全て開示請求の対象とします。」（原文のまま）と記載されている。

この請求内容からは、駐車場の運用に関して、実施機関が定めた要綱、要領等（以下「要綱等」という。）が本件対象文書に当たると解される。一般に要綱等は、行政機関が事務を処理するに当たって、その裁量が認められている部分についてあらかじめ内部で処理基準を定めておこうとする場合などに作成されるものであり、名称は、要綱、要領、要項、基準など様々である。

## 2 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件請求に対し、駐車場管理要領を本件対象文書として特定した。

駐車場の管理は、実施機関が指名競争入札によって決定した受託業者と契約を締結し、受託業者に行わせている。この契約に基づいて、駐車車両の整理・誘導、駐車場を利用する者への駐車整理票の交付及び回収等の日常的な駐車場管理業務は、特段の事由がない限り、専ら受託業者が行っている。

実施機関が本件対象文書として特定した駐車場管理要領は、実施機関が駐車場の管理に関して定めた要綱等としての性質をもつとともに、委託契約書の中に綴じ込まれており、仕様書として、受託業者に対する指示内容にもなっている。

異議申立人は、駐車場管理要領以外にも対象行政文書があるはずだと主張しているが、上記のように、駐車場の日常的な管理は受託業者に行わせているのであるから、もし、駐車場管理要領以外に受託業者が遵守すべき何らかの規程があるのであれば、当然、委託契約書の中にその旨を明記しておく必要があると考えられる。しかしながら、当審査会において、委託契約書を確認したところ、そのような記載は見当たらなかった。

また、1で述べたように、本件請求は、駐車場の管理に関する要綱等、

すなわち，行政機関が事務を処理するに当たって，あらかじめ内部で定めた処理基準等の開示を求めるものであると解されるため，実施機関と受託業者の権利義務関係を定めた委託契約書そのものが，本件請求の対象であると考えなかった実施機関の判断は妥当である。

なお，異議申立人は，異議申立書において，個別の規定内容を挙げて，申立文書 から までに掲げる文書が対象行政文書に含まれるはずであると主張しているが，以上検討したとおり，本件請求の対象となる規程が駐車場管理要領以外に存在しないと認められるので，実施機関の判断が不合理であるとは言えない。

### 3 結論

よって，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 10 . 20	・ 諮問を受けた。
15 . 11 . 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 12 . 22	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16 . 1 . 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 2 . 23	・ 異議申立人から意見書を収受した。
16 . 2 . 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
17 . 7 . 25 (平成 17 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 9 . 22 (平成 17 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 10 . 25 (平成 17 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 ( 部 会 長 )	広島大学大学院社会科学研究科教授
馬 場 則 行	弁護士